

令和3年度 第3回 都市計画審議会

日時：令和4年3月16日（水） 14：00～16：00

場所：町役場第2庁舎2階委員会室

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事

議案第1号 猪名川町都市計画マスタープラン（案）について

議案第2号 猪名川町土地利用計画（案）について

4. 閉会

ー配布資料ー

議事次第

- （資料1）スケジュール、検討フローについて
- （資料2）猪名川町都市計画マスタープラン（案）
- （資料3）猪名川町土地利用計画（案）
- （資料4）猪名川町都市計画マスタープラン（素案）に対する
パブリックコメント及び町の考え方

○出席委員

委員長 柏原士郎
副委員長 角野幸博
委員 大下章
委員 仲間享三
委員 福井澄榮
委員 古東明子

委員 平田清
委員 山下修
委員 末松早苗
委員 伊原欣司

○欠席委員

委員 山下香
委員 南初男
委員 長谷川直樹

委員 水野優子
委員 佐渡周子
委員 横山一也

○事務局職員

まちづくり部長 真田保典
都市政策課主幹 塚原高史
都市政策課主事 清水健太

都市政策課長 前田悟
都市政策課主査 井上貴公

○会長 議案第 1 号「猪名川町都市計画マスタープランの改定について」と議案第 2 号「猪名川町土地利用計画の見直しについて」は関連があることから、一括してご審議いただきたいと思います。それではそれぞれ説明を事務局よりお願いします。

○事務局 まずはこれまでの経緯や今後の予定について、スケジュールを用いてご説明いたします。前回令和 4 年 1 月 14 日開催の第 2 回都市計画審議会からの経過をご説明いたします。まず、令和 4 年 1 月 26 日から 2 月 25 日の一か月間において、パブリックコメントを実施しました。結果としましては、2 名の方から 13 件の意見提出がございました。内容としては資料の 4 にまとめておりますので、後ほどご説明いたします。その後、意見を反映した案を作成し、庁内検討委員会を開催しました。本審議会に当たってご用意した資料はそういった調整を踏まえてできた案ということになります。本日の都市計画審議会でのご審議のあと、答申いただくことを予定しております。

それでは、続いて都市計画マスタープラン案の説明に参りますが、今までご説明した内容から大きく変更するところはないため、パブリックコメントの結果も踏まえながら要所のみ説明します。

資料 2 の都市計画マスタープラン（案）と資料 4 猪名川町都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメント及び町の考え方をご覧ください。パブリックコメントは 2 名の方から意見の提出がありましたが、全 13 件の内 12 件がお一人、残りの 1 件がもう一人の方からの意見であり、ほとんどがお一人の方からの意見となりました。内容としては、観光の施策であったり、個別計画で対応すべきものだったりするなど、都市計画マスタープランに反映まではしきれないのではないかと考える意見もありましたので、すべてのご意見を反映できているわけではございません。

意見の反映を行ったものについてご説明しますと、まず意見 No. の 1 番。46 ページの内容についての意見となっておりますが、こちらのページ番号は、パブリックコメント実施時点の素案のページ番号となっておりますので、今回お渡ししている資料の 2 とは少し変わってきます。資料の 2 でいいますと 47 ページの内容となります。こちらの「都市拠点の土地利用方針」について、「日生ニュータウンの駅前地区では、未利用地を活用し、レクリエーション施設や運動施設の誘致を行う等積極的な土地利用を図るよう要望します。また、未利用地以外の民間所有地においても、季節に応じた運動施設やレクリエーション施設の立地を促し、町民の健康増進を図るよう要望します。」との意見が有りました。意見に対する考え方としては、「日生中央駅前地区の都市拠点については、町内外からの人々の交流、賑わいを創出する拠点の形成を目指し、交通結節点機能の強化を図ることを記載しています。ご意見を踏まえ、当地区については店舗等跡地等の未利用地もあることから、地域別構想で同地区の課題として認識し、記載することとします。」としました。

反映箇所については資料 2 の 105 ページにございます。中段に地域活力の維持・向上

という項目がありますが、そちらに反映をしております。2 段落目でございますが、「日生中央駅周辺では、町内でも少ない近隣商業地域において、一部で未利用地があることから、鉄道による広域アクセスと町内の公共交通ネットワークの結節点として、交通拠点性を活かした賑わいの創出や多様な都市機能の集積が求められます。また、日生中央駅に比較的近い原・紫合地区においては、町有地などを活用した活性化のための拠点形成が課題となっています」と記載することとしました。この課題内容については、次のページにある市街化区域の土地利用方針につながります。

続きまして、資料の 4 に戻って、最後の意見になりますが、意見No.の 13 です。「岸田内閣が昨年末デジタル田園都市国家構想を発表したのを読んで、猪名川町の都市計画にはデジタル化の箇所があるのかを確認したところ、27 ページには SOCIETY5.0 の話が少し書かれているだけでした。第 2 部の全体構想からはじまり各論の細部にまでデジタル化の視点を入れた都市計画を立てていただきたいと思いました。」との意見です。こちらについての対応としましては、「「デジタル田園都市国家構想」について、その目的の一つに「地方への新たなひとの流れを創出するためサテライトオフィスの施設整備等に取り組む地方公共団体を支援する。」というものがあり、ご意見を踏まえ、今後の社会的ニーズを柔軟に捉え、都市圏に近い位置的優位性を活かした郊外型サテライトオフィス等の立地促進により、働き手の創造性を育むような空間（クリエイティブ空間）の整備、ICT の新技術を活かしたスマートシティの推進など、新たな土地利用を検討する」等の方針を記載します。」としました。

反映箇所については資料 2 の 47 ページをご覧ください。こちらに市街化区域や都市拠点の土地利用の方針を記載しております。上段の市街化区域の土地利用方針の基本的な考え方の 2 段落目、「また、今後の社会的ニーズを柔軟に捉え、都市圏に近い位置的優位性を活かした郊外型サテライトオフィス等の立地促進により、働き手の創造性を育むような空間（クリエイティブ空間）の整備、ICT 等の新技術を活かしたスマートシティの推進など、新たな土地利用を検討していきます。」と記載しました。また、下段の都市拠点の土地利用方針でも、日生中央駅前地区と上野・柏梨田地区で同様の趣旨の文言を追加しております。

また、併せて地域別構想でも追記を行っております。106 ページをご覧ください。こちらは松尾台校区の地域別構想でございますが、上段に市街化区域の土地利用方針として、日生中央駅前地区の記載があります。2 段落目から読み上げますが、「テレワークなど新たな生活様式の普及を背景として、駅周辺の町有地や空きテナントを活用したサテライトオフィス等の立地促進により、働き手の創造性を育むような空間（クリエイティブ空間）の整備を推進するとともに、ICT 等の新技術を活かしたスマートシティの推進を検討します。」とパブリックコメントの意見内容を反映し、追記しました。

その他、パブリックコメントとは別で前回の素案から修正した箇所を説明します。87 ページをご覧ください。こちらは「猪名川小学校区の地域別構想のまちづくりの方針図」

となっております。前回お示ししていたまちづくりの方針図から、土地利用現況を色塗りしています。これにより、この地区の土地利用の状況が明確になりました。加えて、公共施設の位置や、歴史・文化資源、観光資源の位置を記載し、地域資源を示しています。これらにより、地区の状況が明確になったかと考えています。これらは 7 つのまちづくり協議会毎に今回変更しましたのでお伝えします。

以上で都市計画マスタープラン案の説明を終わります。ありがとうございました。

- 事務局 それでは、議題 2 の猪名川町土地利用計画案について、ご説明させていただきます。資料 3：猪名川町土地利用計画案を用いて説明させていただきます。猪名川町土地利用計画とは、本町の市街化調整区域における土地利用の方向性を示すもので、原則として開発行為及び建築行為が制限される市街化調整区域において、この計画に則る開発行為等は各種都市計画制度を活用し認めることとし、適正に土地利用を誘導することを目的とするものです。

町土地利用計画については、平成 28 年度に策定しましたが、先ほどの都市計画マスタープランの改定に合わせ、今回見直しを行うこととしており、前回の都市計画審議会では、その変更内容を中心に説明させていただきました。

本日は、前回の都市計画審議会からの変更点につきまして、ご説明させていただきたいと考えております。なお、町土地利用計画につきましては、都市計画マスタープランのパブリックコメントの募集期間に合わせて約 2 週間の縦覧を行いました。意見の提出はありませんでした。よって、意見の提出がなかったため、これによる修正は行っておりません。

それでは、修正箇所のご説明でございます。資料 42 ページをご覧ください。土地利用の基本方針です。表の想定される土地利用等の行です。このうち、下段の集落区域と特定区域に記載しておりました「喫茶店」を「飲食店」と修正しております。喫茶店を含む飲食店と用途上の取扱いに配慮したものです。

次に 46 ページをご覧ください。こちらの土地利用区分の説明を記載していますが、6) 特定区域【青色】についてでございます。この特定区域の説明として【特定区域の設定について】①工業運輸系地区、②沿道利用促進地区及び③観光資源利用促進地区の説明を、この箇所に記載しました。前回の資料では 49 ページをご覧くださいとこちらの拠点地区の後に記載しておりましたが、特定区域の基準に係る内容との指摘もあり、特定区域の説明箇所である 46 ページに移動し、修正しております。

以上が主な修正内容となります。簡単ではございますが町土地利用計画につきまして前回の審議会以降に修正を行った内容の説明とさせていただきます。

- 会長 説明は終わりました。ご意見、ご質問の前に議事録の作成の関係上、お名前を述べていただき発言をお願いします。何かご意見ございますか。
- 委員 A これらの計画を最終的に答申した後、どのようなスケジュールで住民に知らされることになるのでしょうか。

- 事務局 お答えします。本日答申いただける前提となりますが、答申をいただいた後に製本作業に入りたいと思います。製本作業は最終的な誤字脱字のチェックを含めて、時間を要します。予定では3月31日に製本を上げさせていただくと同時に、町ホームページ等でご案内をさせていただきたいと考えております。
- 会長 よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。
- 委員 B 都市計画マスタープランの20ページにデマンド交通「チョイソコいながわ」の本格運行を実施することとなっています。こちらと運転免許の返納ということがあり、運転免許を返納すると最大で4万円ほどが支給されることとなっています。その他にも制度があると思いますが、「チョイソコいながわ」と「免許返納」はどのように関連付けられて、「チョイソコいながわ」にはどのような支援があるのでしょうか。
- 事務局 「チョイソコいながわ」が4月1日から本格運行の予定となっております。今現在、町の施策で高齢者の外出支援施策にもつながる免許返納時に最大4万円の支援をさせていただいています。こちらの4万円の支援については、基本的に路線バス、タクシー等の定期券購入に際してご使用いただけますが、住民の方からも「チョイソコいながわ」の方でもそのような支援を望む声をいただいています。ただ、システム開発等の関係で非常に高額なシステム改修経費がかかるため、今回「チョイソコいながわ」については、運賃等に転化することは非常に難しくなっていますので、その仕組みについては「チョイソコいながわ」では使えないという状況になってございます。
- 委員 B すぐにはできないが、検討していただけるということでしょうか。
- 事務局 今年度に策定される「猪名川町公共交通基本計画」の中でも、運賃に対する一定の負担軽減が、公共交通を維持していくために必要な手立てと認識しておりますので、今後検討をさせていただくことになると考えています。
- 委員 B もう1点教えていただきたい。59ページ、60ページに河川の親水性を高めるとあります。屏風岩の周辺は環境がかなり変わってきていますので、十分に検討をしていただきたいと思います。また、猪名川は一級河川で管理は兵庫県になっていますが、親水護岸ともう一つ、親水河床をしていただかないと川底が荒れてしまい、アユ等が住みにくくなることがあります。そのようなことにも配慮した親水公園、親水護岸、親水河床等をお願いしたいと思います。また、屏風岩周辺の一本松山から流れてくる滝もありますので、活用していただけたら面白いものができると思います。特に記載する内容ではありませんが、ご検討いただきたいと思います。
- 事務局 情報共有として、屏風岩周辺の環境が変わってきたというご意見をいただきました。既に民間開発事業が入っておりまして、以前に岩屋館があった場所を活かして、グランピング施設として観光的土地利用を図っていくという開発の相談を受けております。また、親水の環境を整えてほしいとの町民のお声があるということですが、これに関しては都市計画マスタープランの中でも親水機能を活かしたまちづくりを明確にしており、今後、各所管と調整しながら事業化に向けて検討していかねばならない一つ

の課題と認識しています。

- 会長 よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。
- 委員 C 59 ページの公共下水道について、平成 6 年に面的整備が完了したということですが、続く文章が未だに下水切り替えが行われていないところが多くあるような文章になっています。私の知る限り、よほどの事情がない限りほとんど水洗化されていると認識しており、違和感があります。
- 事務局 ご指摘のとおり、下水道の整備率は 100%に近くなっております。一方で下水道に接続がされていない方もおられるのも事実でございます。これに関しては 100%を目指す中で取り組んで参りますので、このような表現とさせていただきます。
- 委員 C 整備できるところはほとんど整備されており、よほどの事情でできないところがあるということは認識しています。この文章ではまだ整備すべきところがたくさんあり、整備の啓発をしなくてはならないと感じますので、啓発をする必要はないのではと思います。
- 事務局 表現につきましては、水道管理者と協議を重ねてまいりました。そのようなご意見があるということは事実と考えていますが、町としましては、下水道については啓発を行い、100%の整備率を目指したいと考えています。
- 会長 よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。
- 委員 B 大野山の観光化を進めるということで、下水道整備もするとなっています。大野山の頂上まで流域の下水道が入っているのでしょうか。
- 事務局 柏原地区は入っていますが、大野山までは入っていません。上水道については工事をを行い、水洗化をしております。
- 委員 B 下水道整備はどのような形で整備される予定でしょうか。
- 事務局 合併浄化槽を利用しております。
- 委員 B 合併浄化槽で心配されることは、一般の家庭では利用人数が数人程度なので、それなりの規模の浄化槽があればよいのですが、大野山を観光化すると多いときは 1 日数百人の利用者があると想定されますので、浄化槽は非常に大きなものが必要になります。どのような浄化槽を入れられる予定でしょうか。
- 事務局 都市計画マスタープランの 61 ページの下水道・河川整備方針図をご覧ください。大野山は下水道認可区域に入っておりませんので、基本的には下水道整備はできないこととなっています。そのため、合併浄化槽で処理をすることになります。本日は新たに整備されたトイレの槽の容量の数値を持ち合わせておりませんので、所管課の方に後日確認をさせていただきたいと思います。
- 委員 B 浄化する方法には浄化槽方式と自然浸透方式があります。自然浸透方式になると山の頂上ですので、下流に影響がでるかと思います。浄化槽の容量等については、都市計画の中でしっかりと検討をお願いしたいと思います。
- 会長 ご要望ということで受け取らせていただきます。他にご意見はありますか。

- 委員 D 都市計画マスタープランの 106 ページの原・紫合地区について、「大規模町有地では住民生活の向上に結び付く優良な施設の立地を誘導し、地域の活性化につながる土地利用を促進します」と記載されています。このようにしていただくとありがたいと思いますが、本当に実現可能でしょうか。また、土地利用計画の 42 ページの 4. 立地特性や地域資源を活かした広域拠点整備に南部 2 か所の大規模町有地に南田原地区が入っていると思いますが、その中に「温浴施設」や「公共公益施設」という文字があります。これについて説明をお願いします。
- 事務局 まず一つ目の原・紫合地区の大規模町有地の使い方について、記載している内容は都市計画マスタープランでの考え方ですので、土地利用については、記載しているとおりの土地利用を進めていくとしています。実際の具体的な手法を含め、今後の事業化の際に町の中でも十分な検討を行い、町民のご期待にそえるような土地利用を相当な年数をかけて、検討していくのではないかと考えています。都市計画の中ではこのような土地利用を進めていく場所となっているとご理解いただければと思います。土地利用計画のご質問については、担当から回答させていただきます。
- 事務局 温浴施設にかかるご質問について、42 ページに南部 2 か所の大規模町有地という記載がございますが、その上の文章に地域の活性化に資する幹線道路沿道の商業施設等の立地を誘導すると記載しています。町有地以外にも南田原地区や広根地区といった箇所には主要幹線がございます。現在、広根地区においては地区計画制度で一定の店舗が建っておりますが、こちらにも公衆浴場という形でいわゆる温浴施設ができるような用途も記載しています。町有地以外にも商業的な貼り付けを想定する箇所については、このような温浴施設も用途として認めていくという考えで、平成 28 年度頃から記載をさせていただいております。
- 委員 D そのようなことであれば、南部の民有地という書き方でよいのではないのでしょうか。大規模町有地となれば最後、南田原と日生から寄付を受けた町有地以外に思い浮かばないと思います。その土地に温浴施設なのかと非常に危惧しています。
- 事務局 今現在、南部 2 か所の大規模町有地含め、それぞれの地域特性に応じた誘導と記載させていただいております。こちらに関しては、2 か所について、決して温浴施設の誘致を目指すということではありません。この 2 か所を含めた土地に関して、想定される土地利用などということに記載している用途については、地域の活性化のために一定の立地を幅広く認めていくと記載しています。文章表現に関しては再考をさせていただく時間はあると思いますが、今後、会長と相談させていただく中で、見直しをさせていただきたいと思います。
- 会長 よろしいでしょうか。他にご意見はありますか。
- 事務局 先ほどお答えできなかった内容について回答します。町内の水洗化のご意見をいただきましたが、現在、水洗化の戸数は 12,107 戸、下水道に未接続の戸数については 160 戸となっております。整備率にしますと 98.87%は水洗化が完了しているという現状

でございます。

- 委員 D 土地利用計画の 49 ページの紫合・南田原地区で、「地域住民や沿道利用者等のための利便施設など」と記載があり、その左側にはコンビニ、ガソリンスタンド等と記載してあります。議会の特別委員会で南田原の町有地について、どのようにしていくかということ話し合われていくと思いますが、これ以外のことはできないのでしょうか。
- 事務局 これ以外の用途はできないのかというご質問について、先ほどの 42 ページに幅広で想定用途を記載しており、こちらを想定しながらより具体的な用途を誘導していくように整理していきます。イメージとしては 42 ページに記載している特定区域の用途を主に想定しております。
- 事務局 少し補足します。特別委員会等で今後慎重に議論が図られていくものと認識しております。その中で、事業が具体化していく際には土地利用の見直しはしていく必要があると考えています。現時点では具体的な土地利用の方策がないので、42 ページに記載している幅広の想定用途をイメージしながら、用途を絞り込んでいきます。今後も時間をかけながら見直しをしていく必要はあると考えています。
- 委員 D 49 ページの紫合・南田原地区でもう一つ、「その他の道路の結節点でもある」という記載がずっとでてきていますが、該当箇所は結節点にはなりえないと交通の専門家から指摘をいただいています。結節点はあくまでも鉄道とバスであり、このような観点では日生中央駅が結節点と言えます。町内に何か所も結節点があるということは理解できませんので、結節点という文言を外していただきたいと強く願っております。専門家のご意見も参考に申し上げますので、よろしく願います。
- 事務局 紫合・南田原地区に結節点という言葉を使用させていただいています。言葉の定義として結節点という言葉がふさわしいのかということは議論の余地があると思いますが、今回、その地区の特徴をどのように捉えていくかということだと思います。例えば都市計画マスタープランの 53 ページに猪名川町内の道路整備方針図を記載しており、主要な道路を落とし込んでいます。このような道路網の中で紫合・南田原地区にスポットを当てていくと、南北を通る川西篠山線以外に川西猪名川線等の主要な道路が集まる場所として、市街化調整区域の中でも土地利用を積極的に進めなければいけない。それは様々な交通がこの場所に集まってくるので、このような地域の整理をしまして、今回表現としては結節点という言葉を選び、一定の整理をさせていただきました。
- 委員 D 反論するようですが、結節点はあくまでもその場所がにぎわうという意味での結節点であるので、ここでの結節点という文言はふさわしくないと思います。
- 委員 A 言葉そのものの意味をどのように解釈するかということですが、ここでの結節点はあくまでつながっている、結びつく箇所という意味で捉えており、特に結節点という言葉はそれだけの意味でよろしいのではないのでしょうか。実際に紫合・南田原地区は大事な場所であると考えています。
- 委員 D 何度も申し訳ないです。南田原地区は結節点にはならないと指摘されておしま

すので、申し上げます。

- 事務局 明確なお答えができずに申し訳ありません。結節点という言葉の定義について、他計画との整合等を確認させていただき、適切な表現がありましたら改めさせていただきますと思いますが、現時点では変更、修正あるいは改善ができるかについては差し控えさせていただきますと思います。
- 会長 ご不満があるかもしれませんが、今のご説明でよろしいでしょうか。ご指摘についてはどのように対処されますか。計画が正式に決まるまでの間に何か訂正が可能でしょうか。
- 事務局 本日の審議をいただきまして、委員 D からは内容というよりは結節点という言葉が適切ではないというご指摘と認識しております。また他方で、委員 A からはそのような意見に違和感がある旨ご意見をいただきました。事務局としましては、例えば公共交通計画においても結節点という言葉を使わしていただいていたかと認識しておりますので、そのような整合性を再度確認させていただき、適切な表現には改めさせていただきますと思います。計画冊子については、この後 1 週間ほど資料修正する時間を設けておりますので、その中で誤解を招く表現については、改めさせていただきますと思います。
- 会長 よろしいでしょうか。それでは他にご意見はありますか。
- 委員 E 結節点という言葉ですが、これは議会の中でも今までずっと結節点という形で通ってきました。どう具体化して行くかについてはこれからの問題となりますので、今は計画の段階ということで、語句はこのままでいいのではないかと思います。
- 委員 D そういふのであれば、南田原は道の駅を移してくるということで、結節点という言葉が浮上してきました。それまでは結節点という言葉はありませんでした。そのようなことであれば、あちこちに結節点ができてしまいます。杉生地区もバスの結節点です。それは違うんです。専門家の方の意見も反映した計画づくりをして、見て笑われることのないようにしていただきたいと思います。
- 委員 B 土地利用計画はほとんどできていると考えており、あとは語句の修正ということだと思います。ここにおられる会長、副会長も専門家でございますので、事務局と会長に一任でよろしくお願ひしたいと思います。
- 委員の皆様 異議なし。
- 会長 ありがとうございます。ご発言いただいたように対処させていただきます。事務局からも検討の余地もあるとご説明いただいておりますので、よろしくお願ひいたします。
- 会長 それでは、質疑は終結いたします。お諮りいたします。議案第 1 号「猪名川町都市計画マスタープランの改定について」、原案を適当と認めることにご異議は有りませんか。
- 委員の皆様 異議なし。
- 会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。次に議案第 2 号についてお諮り

します。猪名川町土地利用計画の見直しについて、原案を適当と認めることにご異議ありませんか。

○委員の皆様 異議なし。

○会長 ありがとうございます。ご異議なしと認めます。議案第1号、議案第2号ともに承認されましたので、本日、当審議会より町長に対して答申したいと思います。答申の内容について、事務局より説明をお願いします。

○事務局 ありがとうございます。それでは答申の案について、皆様にご確認いただきたいと思います。

<答申案配布>

○事務局 それでは、猪名川町都市計画に関する基本的な方針の改定に関する答申案について、ご説明させていただきます。1ページ目の本文について、1月14日の第2回都市計画審議会における猪都第1号で諮問をさせていただきました。「猪名川町都市計画に関する基本的な方針（都市計画マスタープラン）の改定については、当審議会でも慎重に審議した結果、案が適当であると認められたことを答申します。」と記載しています。また、「猪名川町都市計画マスタープランに示されたまちづくりの実現のため、別紙のとおり意見を付し、施策推進に努められるよう具申します。」と記載しています。別紙については、次ページで記載しております。これまでの審議会でもいただいた意見を参考として、3つほど記載させていただいております。それぞれの記載につきましては、ニュータウン及び既存集落の活性化、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が出たことによるまちづくり、観光拠点における関係・交流人口の増加について、書かせていただいております。読み上げさせていただきます。1つ目、「20年後の町のあるべき姿を展望し、将来の都市像である「豊かな自然と共生する田園都市 いながわ」の実現に向け、地区計画や特別指定区域制度等の活用により、各拠点を中心とした積極的な土地利用の誘導を図ることで、ニュータウン及び既存集落の活性化の実現に取り組まれない」、2つ目、「新型コロナウイルス感染症の影響や高度情報化の急速な進展など全国的な潮流により、在宅勤務の増加や郊外居住志向への価値観の転換など、今後のライフスタイルの変化が予想されることから、空き家の利活用のほか、駅前や既存集落におけるサテライトオフィスの立地促進やICTを活かしたスマートシティの推進を図られたい」、3つ目、「市街化調整区域の性格を維持し環境の保全に努めながらも、観光拠点を中心とした町全体の関係・交流人口の増加や観光振興を目指し、地域の魅力を高め、地域活力の向上に資する土地利用の誘導を図られたい」となっております。以上となります。

○事務局 続いて、猪名川町土地利用計画の答申案をご説明します。

○事務局 猪名川町土地利用計画の見直しについてでございます。答申案につきましては、先ほどお話いただきました通り、案については適当であるということで、ご答申をい

ただくという内容でございます。以上です。

- 会長 ただいま、事務局より答申案の説明をいただきましたが、ご意見はありませんか。
- 委員の皆様 異議なし
- 会長 それでは、この内容で町に答申をさせていただきます。

～事務局の進行にて答申書の手交（会長から町長へ答申書読み上げ）～

- 町長 猪名川町都市計画審議会会長から答申をいただきました。どうもありがとうございます。会長をはじめ、都市計画審議会の委員の皆様には大変ご労苦をおかけしたと思っております。改めまして感謝を申し上げます。今後は、計画の実現に向けて努力してまいりたいと思います。猪名川町は大変豊かな自然に恵まれたまちでございます。「豊かな自然と共生する田園都市 いながわ」の実現に向け、頑張りたいと思いますのでよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。
- 会長 以上で、本日の議事についての審議は終了いたしました。その他事務局からなにかございますか。
- 事務局 先ほどお答えできなかった質問について回答します。大野山の合併浄化槽についてですが、現在 50 人槽が入っております。これで充足するのかもしれないのかについては、所管課と慎重な協議をしております。
- 会長 ありがとうございます。それでは以上で進行を事務局にお返しします。
- 事務局 ありがとうございました。会長におかれましては、会議の進行にご尽力賜り、誠にありがとうございます。また、委員各位におかれましては審議会の運営に、ご協力を頂きありがとうございます。
- それでは、閉会に際しまして、副会長よりご挨拶をお願い致します。
- 副会長 皆様、熱心なご審議をありがとうございました。おかげさまで答申を行うことができました。言うまでもなく、都市計画マスタープランは猪名川町の今後、目標年次 20 年、中間年次 10 年に向けてのまちづくりの最も基本的な方針を示すものです。これに基づいて個々の事業計画やあるいは民間の施設誘致等が判断されていく非常に重要なことであると改めて共有しておきたいと思っております。土地利用計画についても同様でございます。ただ、今回の答申にもありました通り、特に IT 化など、様々な時代の変化にも柔軟に対応し、先取りしていく必要があるのかと思います。そのような意味でのマスタープランづくりに皆様と一緒に参加できたことを大変うれしく思っております。今後とも猪名川町の都市計画にご支援あるいは、先導していただくよう、どうぞ、よろしく願いいたします。本日は本当にありがとうございました。
- 事務局 ありがとうございました。来年の審議会につきましては、3 回の開催を予定としております。詳細につきましては、前もってお知らせいたしますので、ご出席のほどよろしく願い致します。

以上をもちまして令和 3 年度第 3 回猪名川町都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

以上